

税金、証紙

分野	制度・相談等	内容等	実施機関・問い合わせ先
税務相談	国税に関する相談	所得税、法人税、相続税など国税の課税・納税相談	各税務署 国税庁 HP タックスアンサー
	市町村税に関する相談	固定資産税、個人住民税など市税・町税に関する課税・納税相談	各市役所・町役場 税務担当課 ・ 市町 HP へのリンク
	県税に関する相談	自動車税、自動車取得税、不動産取得税など県税の課税・納税相談	県 税務課 電話：0776-20-0257 または 福井県税事務所、嶺南振興局税務部、各県税相談室
県税の減免制度など	障がい者などの減免	一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車について、自動車税・自動車取得税を減免	県 福井県税事務所 課税第二課 自動車税グループ 電話：0776-21-8274 または 嶺南振興局税務部 課税課 電話：0770-56-2223
	納期限延長、猶予	災害などにより納期限までに納税できない場合の、納期限の延長・猶予	県 税務課 電話：0776-20-0257 または 福井県税事務所、嶺南振興局税務部、各県税相談室
証紙	福井県収入証紙 福井県収入証紙売りさばき場所	福井県収入証紙で納める手数料の例 ・旅券(パスポート)発給手数料 ・県立高校入学審査料、同入学料 ・建築確認手数料 ・運転免許交付手数料 ・車庫証明手数料 福井県収入証紙の購入場所 県が指定した金融機関等(売りさばき人) 福井県収入証紙の返還・交換 証紙の購入を誤った場合、収入証紙代金の還付、または他の収入証紙との交換を実施	県 会計局審査指導課 電話：0776-20-0491